

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年8月29日(木) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 3時40分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 10番委員 奥田 雅之 13番委員 岡田 敏明 14番委員 鈴木 隆大 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>なし</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 宮本 忠佳 12番委員 森 政雄 15番委員 廣瀬 佳輝</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(農政関係議案)</p> <p>第1号議案 令和7年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地通知の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地改良届について 7. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 8. 農地であることの証明について

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について10. 滞納処分による公売に係る照会に対する回答について11. 農地法第3条許可の取消について |
|--|---|

(開会 午後2時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和6年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号16番谷川興一委員と、議席番号6番金澤敬治委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。本日は、農政関係議案からとなります。第1号議案、令和7年度に向けた農業施策等の市長提言(案)についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、「令和7年度に向けた農業施策等の市長提言(案)」について説明します。

内容については、先般の皆様への要望調査やこれまで聞かれた御意見等から作成しております。この提言につきましては、9月総会の日9月27日の午後、定例総会の開催前に会長と会長職務代理者、そして役員の野口委員、坂東賢二委員、板東美佐緒委員、谷川委員の計7名が、これから協議していただく内容を「提言書」という形で市長代理の第二副市長に提出し、少し意見交換を行う予定です。市長がこの日都合が悪いため、農業関係部局管轄担当の第二副市長へ手渡すこととなりました。市長部局の回答については、11月総会で報告できればと考えております。資料「第1号議案」の1ページを御覧ください。今年度も、大きく3件の提言として取りまとめましたので、順に説明いたします。

1番、「都市農業の振興について」ですが、以前から、毎年のように提言させていただいている内容になります。市での動きは鈍いですが、2月の意見交換会でも税の軽減について意見が出たことや、市議会関係においてもよく取り沙汰される案件であり、市街化区域農地を維持するために、今回も引き続き提言したいと考えております。それでは読ませさせていただきます。

——— 第1号議案 提言案1番 朗読 ———

この地方計画を策定しているのは、ほぼ都市近郊でほとんど全てが生産緑地制度の導入とセットで取り組んでいるようですが、計画策定までいかずとも何かしらの支援を引き出せないものかとは考えております。

次の提言に移ります。2ページを御覧ください。

続いて2番、「遊休農地の発生防止及び解消に向けた取組みについて」です。近年の重要かつ継続的な課題でありますほか、委員さんからも意見提出いただきました。読ませさせていただきます。

——— 提言案2番 朗読 ———

(1)については、今回意見の提出のありました委員さんの、「JAアグリサポートセンターの除草作業の作業料に補助してほしい。」という意見から作成しております。他にも草刈り業者はあることから、民間であるJAの作業だけを提言の対象とするわけにもいかず具体性は薄まっていますが、市の近年の「フレールモアを貸してます。」

だけの回答ではなく、さらにを引き出したいとは考えてます。ちなみに、市貸与のフレールモアは現在も活躍しているそうですが、直し直してなんとか使えるような状況のようです。

(2)については、農地の受け手がいない中で、買い手への減税措置や、そもそも税制や支援策についても周知不足であるため、その周知強化を提言するものです。うまく農業委員会だよりなども活用してくれるといいのですが、これについては、我々事務局も情報収集や情報発信を心掛けたいと思います。

(3)については、委員さんが近隣の農家さんに言われたことを意見として挙げてきたものを基に作成しております。

参考ですが、三重県名張市では、令和4年度から3年間受付限定で、利用権設定で貸借の行われた農地の固定資産税について、設定期間が終わるまで、独自に課税標準の3/4を減額するという取組みをしています。これは、農地の出し手支援にはなるんですが、トップダウンでこういう実例があるので、今回提言してみようとするものです。

次の提言に移ります。3ページを御覧ください。

続いて3番、「地域農業維持・発展対策について」ということで読みます。

——— 提言案3番 朗読 ———

(1)は、先月の国への提言と同様、市へも生産現場の状況や適正価格への理解を促す取組みをお願いするものです。農業体験は最近1カ所、北矢三で体験型市民農園として「マイシティふぁーむ」という入園者の募集をしているところがあるようです。

(2)は、先月の県への提言に準じています。市には対策周知を求めます。

(3)は、昨年度と同様に提言を行おうとするものです。

(4)は、委員さんが以前に学校給食を食べた時に量も野菜も少なく貧相に感じ、地元の色々な野菜をしっかりと食べてほしいという願いから提言を挙げております。令和2年度にも提言として挙げております。担当課からはカロリーや野菜摂取量も基準に沿っていますとのことで、食べ残しの問題も考えると「量」については農業委員会から提言することは難しいところです。

ということで、今回も地元産の活用拡大や意識づけについてお願いすることとしております。割と本市は徳島産を活用しているようですが、限られた予算内でもさらなる工夫ができないかお願いするものです。

以上、3つの提言を、9月の総会の直前に行う予定としておりますので、内容について、御審議よろしく申し上げます。第1号議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見・御質問はありますか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第1号議案、令和7年度に向けた農業施策等の市長提言については、原案どおりの内容で提言を実施することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については承認することに決定いたしました。なお、提言に対する回答につきましては、11月総会での報告を予定しております。

それでは、これより農地議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、

よろしくお願ひいたします。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後227aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後113aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

3番から6番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、3番が農地3筆、4番から6番が農地1筆の所有権をそれぞれ移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後161aに至り、譲受人は対象地において、飼育用牧草の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後13aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後431aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上8件で、対象地は、田8,476.3㎡、畑700㎡、合計9,176.3㎡です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、不動産業及び太陽光発電事業を営んでいる譲受人が太陽光発電施設に転用

するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、中古車修理販売業を営んでいる譲受人が、露天車両置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木建築業や太陽光等自然エネルギーによる発電及び販売事業を営んでいる譲受人が太陽光発電施設に転用するものです。

4番と5番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、きのこ類の培養・販売事業を営んでおり、所有権を移転し、菌床椎茸の栽培・収穫用の農業用倉庫に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、眼科医院を営んでいる譲受人が、診療所及びコンタクトレンズ販売店に転用するものです。

8番と9番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも府中駅から300m以内にある第3種農地に該当します。所有権を移転し、土工工業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全9件で、地目は、田が9, 864. 32㎡、畑が6, 190㎡で合計が16, 054. 32㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地150. 32㎡、駐車場・資材置場が4, 027㎡、その他施設用地が11, 877㎡となります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月13日の午前10時から、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名、転用者側1名、事務局3名の8名です。

申請対象の農地は、大松町上ノ口にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、中古車修理販売業を営む転用者が、業務拡大により露天車両置場に転用しようとするものです。造成については、隣接する西側道路の高さまで山土で盛土して、整地をします。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。管轄する土地改良区の意見書及び同意書の提出がありますが、一部は土地改良区に属していないため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、また、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員

は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月13日の午前11時15分より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、佐野委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名、転用者側1名、事務局3名の8名です。

申請対象の農地は、方上町上中山にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、整地のみとなり、排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことですが、管轄する土地改良区がないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして4番と5番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の奥田推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

奥田推進委員 今月21日の午前10時から4番と5番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、川人会長と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の5名です。

申請地は、上八万町室河内にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、椎茸の菌床栽培を営む転用者が、生産量増加のために、新たに農業用倉庫を建設する計画です。造成については、現在使用している隣接の農業用倉庫の土地まで盛土し、隣接農地との間にはコンクリートの擁壁を新設することです。排水については、雨水のみで、南側の水路に放流することですが、地元土地改良区の管轄外のため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、また、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月14日の午前10時から7番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、鈴木推進委員と私の委員3名、転用者側1名と事務局2名の6名です。

申請地は、川内町平石若松にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、診療所（眼科医院）及びコンタクトレンズ販売店を建設する計画です。造成については、隣接する道路の高さまで盛土することと、東側と西側に進入路を設けます。排水については、浄化槽と集水柵を設置し、北側の水路

に放流するとのことで、管轄する土地改良区の意見書および同意書の提出がありません。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、また、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして8番と9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月16日の午後1時から、8番と9番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の5名です。申請地は、国府町府中宇御所ノ池にあり、第3種農地に区分されるとのことです。申請者は土工事業を営んでおり、現在は鳴門市で業務提携先の工場より再生砕石を搬出し、土工工事を行っています。今後はそれに加えて業務提携先の本社工場の近くである対象地において再生砕石を含む資材を保管し、土工事業を営んでいくとのことです。排水は、雨水のみで自然浸透とし、造成は行わず整地のみで既存の周辺擁壁内での利用とし、集水柵を整備して土砂の流出等を防止するとのことです。また、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番、2番、4番から6番、8番、9番案件を許可し、3番と7番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は1番、2番、4番から6番、8番、9番案件を許可し、3番と7番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、8月7日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、八万地区で、所有者から通知願があったため、8月7日に大貝委員、長谷

川推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第4号議案は、以上2件で、対象地は田168㎡、畑135㎡、合計303㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、発言がないようですので採決いたします。

第4号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書6ページから8ページを御覧ください。

1番は、土地改良法に基づくほ場整備事業による一時利用地が含まれておりますが、現地を確認した結果、すべての農地で、耕作を継続しております。

2番は、土地改良法に基づくほ場整備事業による一時利用地が含まれておりますが、現地を確認した結果、すべての農地で、耕作を継続しております。

第5号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田21,008.50㎡、畑1,042.48㎡、計22,050.98㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書9ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経

営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が10件、再設定が7件で合計17件となっており、そのうち、賃貸借権が8件、使用貸借権が9件となっております。なお、4番と15番について、新規就農面談を行いました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区23筆・3件、4番から9番が、勝占地区19筆・6件、10番が、応神地区1筆・1件、11番が、川内地区1筆・1件、12番と13番が、国府地区11筆・2件、14番と15番が、南井上地区6筆・2件、16番と17番が、北井上地区5筆・2件となっております。

利用権設定については以上で、田3筆2,060㎡、畑63筆54,760.24㎡の合計66筆56,820.24㎡となります。第6号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番の新規就農面談に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月13日の午前10時から4番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は野口委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名、借受人1名、事務局3名の8名です。

借受人は、実家が青森で、農業をしているため興味があり、また、去年までは、阿波市で1年ほど新規就農者として白菜等を栽培していましたが、家庭の事情で徳島市に引っ越すこととなったため、農地を探していたところ、農地の貸借希望リストにあった農地で耕作したいと思い、この度、利用権の設定に至ったものであります。当面は、経験のある白菜を中心に作物を栽培しすきとく市等に出荷・販売し、今後は加工にも挑戦していきたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、勝占地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして15番の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月15日の午前10時から15番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は近藤推進委員と私の委員2名、借受人1名、事務局2名の5名です。

借受人は、両親が農業をしている姿を見て自分でもいいものを作ってみたいと思い、また、両親が高齢でもあるため、飲食店で働いていたのを辞め、自分でも農業をやってみようと思ったとのことです。今回、利用権を設定し、本格的に就農をするものであり、農機具については両親が使用しているものを使うなど、準備ができています。今後は、軌道に乗れば耕作面積を増やしながら続けていきたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は、今後も、耕作面積を増やしてもらいたいとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

瀬畑委員 4番案件について、賃料が高くないですか。

佐野委員 相対の利用権設定で、当事者が納得して決めた賃料なので、この金額になりました。

瀬畑委員 わかりました。

議長 それでは、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

それでは、議案書13ページと14ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得6件受理しました。

議案書15ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

議案書16ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。1件受理しました。

議案書17ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。

議案書18ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。1件受理しました。

議案書20ページを御覧ください。7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件受理しました。

議案書21ページを御覧ください。8番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

議案書22ページを御覧ください。9番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

議案書23ページを御覧ください。10番は、滞納処分による公売に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

議案書24ページを御覧ください。11番は、農地法第3条許可の取消についてです。1件取消しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和6年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は9月27日金曜日の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。